

2025年度版

これから 年金のお受取り

を迎えられる方へ

直前になってあわてることのないよう、お早めに当店へご相談ください。

緑の封筒が届いたら
二本松信用金庫に、
ご相談ください。



ご存知ですか・・・

- 年金は何歳から受給できるの？
- 年金額はいくらになるの？

- 受給手続きはどのようにするの？
- 受給手続きに必要な書類は？

サラリーマン・OLの方など

自営業・自由業・専業主婦の方



厚生年金

男性
報酬
比例部分

64歳

女性
報酬
比例部分

63歳

※昭和34年4月2日から昭和36年4月1日以前にお生まれの方
※昭和36年4月2日以降にお生まれの男性の方は、65歳から支給になります。

※昭和37年4月2日から昭和39年4月1日以前にお生まれの方

国民年金



65歳

※昭和35年4月2日から昭和36年4月1日以前にお生まれの方

国民年金の請求年齢です。

60歳以降なら希望すれば繰上げて受け取ることもできます。一度受け取ると、支給率は一生変わりません。

厚生年金の請求年齢です。

60歳以降なら希望すれば繰上げて受け取ることもできます。お勤めしながらでも、年金を受け取れます。退職後は満額受け取れます。在職中の方は、給与により一部調整される場合があります。

詳しくは窓口または担当者におたずねください。

ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫



まつしん

検索

支店名

名前

電話番号



“年金のお受取り”



ご紹介キャンペーン

期間

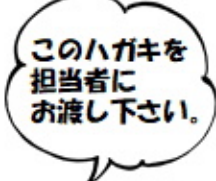
2025年4月1日(火)~2026年3月31日(火)

年金のお受取りを当金庫に変更、または新規にお受取りされるお客様をご紹介いただいた方、および、ご紹介によりご成約いただいた方に **もれなく** 図書カードをプレゼントいたします。

※ご紹介者は当金庫で年金を受給しているお客様とさせていただきます。

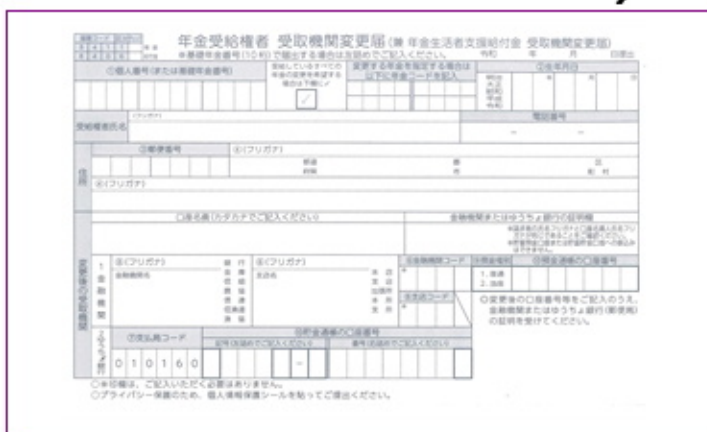
さらに、**ご指定替え**の特典として... 特別優遇金利定期預金「まつしん年金定期」お誕生日プレゼント 年金感謝テーブルプレゼント 年金友の会各種行事参加へのご案内 年金友の会専用傷害保険のご案内

**○すでに年金をお受取りの方も、
当店でのお受取りに変更できます。**



＜最近改正された主な項目＞

- ①在職老齢年金の見直し(令和7年4月から)
調整する基準額が51万円になりました。
- ②在職定時改定の導入(令和4年4月から)
65歳以降に在職している場合には、毎年10月に受給年金額が改定されます。
- ③繰上げ・繰下げ受給の見直し(令和4年4月から)
繰上げ減額率がひと月繰上げるごとに0.5%の減額から0.4%の減額へ繰下げ年齢が70歳から75歳まで可能になりました。
- ④70歳超の5年前繰下げみなし増額の導入(令和5年4月から)
70歳以降に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金が支給されるようになります。



本店営業部 23-1215 東和支店 46-2104
 根崎支店 23-0022 安達支店 23-3456
 本宮支店 33-2159 金色支店 23-0880
 岩代支店 55-2233

詳しくは窓口または担当者におたずねください。



ナイスコミュニケーション

二本松信用金庫



まつしん

検索

支店名 _____

名前 _____

電話番号 _____